

宇宙開発戦略専門調査会について

〔平成20年9月12日〕
宇宙開発戦略本部決定

1. 宇宙開発戦略本部令(平成20年政令第251号)第1条の規定に基づき、宇宙基本法第24条に規定される宇宙基本計画に係る事項、同法第35条に規定される宇宙活動に関する法制に係る事項、同法附則第3条に規定される宇宙開発利用に関する機関の見直しに係る事項及び同法附則第4条に規定される行政組織の在り方等に関する検討に係る事項等の宇宙開発利用に係る専門的な事項の調査のため、宇宙開発戦略専門調査会(以下「調査会」という。)を置く。
2. 調査会の委員は、宇宙開発利用に関し学識経験を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。
3. 調査会の座長は、委員の互選により決定する。
4. 調査会は、必要があると認めるときは、参考人を招いて意見を聴くことができる。
5. 調査会の庶務は、内閣官房において処理する。
6. 前各号に掲げるもののほか、調査会の運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。